

◆ 吉田訪問看護ステーション 利用料金表(2024年7月～) ◆

(1) 基本料金 (1割負担)

	自己負担	早朝料金(午前6時～午前8時) 夜間料金(午後6時～午後10時)	深夜料金 (午後10時～午前6時)
20分未満	314円	391円	471円
30分未満	471円	587円	706円
30分以上1時間未満	823円	1,028円	1,234円
1時間以上 1時間30分未満	1,128円	1,410円	1,692円
定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合(1月につき)	2,961円		

(2) 介護予防訪問看護(1割負担)

	自己負担	早朝料金(午前6時～午前8時) 夜間料金(午後6時～午後10時)	深夜料金 (午後10時～午前6時)
20分未満	303円	378円	454円
30分未満	451円	562円	675円
30分以上1時間未満	794円	909円	1,191円
1時間以上 1時間30分未満	1,090円	1,358円	1,635円

(3) 主な加算と算定要件(1割負担)

	算定要件	介護	予防	定随
サービス提供体制加算	7年以上の勤続年数の者を30%以上の割合で雇用している。	6円/回	6円/回	50円/回
看護体制強化加算(Ⅱ)	訪問看護師の6割以上が看護職員	200円/月		
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	ご利用者又はそのご家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。	574円/月	574円/月	
特別管理加算(Ⅰ)	悪性腫瘍患者、気管切開患者、気管カニューレ、留置カテーテルを使用。	500円/月	500円/月	
特別管理加算(Ⅱ)	血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養、	250円/月	250円/月	

	成分栄養経管栄養法、自己導尿 等			
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象であり、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合。	300 円/回	300 円/回	
ターミナルケア加算 (予防訪問看護を除く)	ご利用者またはご家族の同意を得て、主治医との連携のもとに、在宅でさいごまでターミナルケア(死亡日及び死亡日の前14日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施)を利用された場合、亡なられた月に加算。	2500 円 /月		
複数名訪問加算(Ⅰ)	ご利用者またはご家族の同意を得て、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことが認められる場合に加算。	30分未満 の場合 254 円/回  30 分以上 の場合 402 円/回	30分未満 の場合 254 円/回  30 分以上 の場合 402 円/回	
初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、病院・診療所などから退院した日に初回の訪問看護を提供した場合に加算。	350 円/回	350 円/回	
初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護を作成したご利用者に対して初回の訪問看護を提供した場合に加算。(初回加算Ⅰを算定している場合は算定しません。)	300 円/回	300 円/回	
退院時共同支援加算	病院、診療所または介護老人保健施設に入院、入所中のご利用者に対して、看護師等が主治医等と連携し在宅療養上必要な指導を行い、その内容をご利用者またはご家族に対して文書により提供した場合、退院、退所後の初回のサービスを提供した月に加算。	600 円/月	600 円/月	

※ 通常の事業実施地域を超えてサービスを提供する場合、所定の料金に5%を加算します。